

TOPICS

TOPICS

長浜税務署からのお知らせ

○所得税・消費税の決算・確定申告説明会

開催日	会場	時間
1月29日(金)	勤労者福祉会館 臨湖多目的ホール(港町)※昨年と会場を変更しています。	13時～16時

内容等 ・給与所得や年金所得者等を中心とした確定申告書A様式の記載方法等
 ・事業所得、不動産所得や農業所得者等を中心とした確定申告書B様式の記載方法等
 ・消費税等の確定申告書の記載方法等
 *上記の説明会場では、確定申告書の提出や個別相談はできませんので、ご注意ください。

○サラリーマンや年金受給者のための還付申告受付会

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。

開催日	会場	受付時間
2月2日(火)	長浜市役所浅井支所 3階 大会議室(内保町)	9時30分～正午 13時～15時30分
2月8日(月),9日(火)	長浜市民交流センター ふれあいホール (地福寺町)	
2月12日(金)	長浜市役所高月支所 3階 3-B会議室 (高月町渡岸寺)	

内容等 ・年金受給者や給与所得者の医療費控除等の還付申告の受付・年金受給者で、給与所得や農業所得がある人の申告
 ・中途退職(者)に係る還付申告の受付
 *各会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。

問 長浜税務署(☎6144)税務署の電話は、自動音声案内でご案内しています。

市職員を募集します

- 【職種】** 保育士職・幼稚園教諭職
【採用予定人員】 若干名
【受験資格】 次のいずれにも該当する人
 ア 昭和45年4月2日以降に生まれた人
 イ 保育士の登録をした人(平成22年3月31日までに登録見込みの人を含む)
 ウ 幼稚園教諭1種または2種の免許状を有する人(平成22年3月31日までに取得する見込みの人を含む)
【第1次試験】 1月31日(日)
【申込締切】 1月15日(金)

*受験申込書を郵送で請求される人へ

封筒の表に「保育士職・幼稚園教諭職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号=33cm×24cmの封筒に120円切手を貼って宛名を明記したものを同封して、下記まで送付してください。
 ※市ホームページからダウンロードすることもできます。

【受験申込書配付・申込窓口】

長浜市役所総務課内長浜市職員選考委員会
 〒526-8501 長浜市高田町12番34号
 (☎6502)

長浜市合併記念式典 1月17日(日)開催

1月1日、東浅井郡・伊香郡の6町が加わり新「長浜市」が誕生しました。これを記念して、次のとおり合併記念式典を開催します。
【日時】 平成22年1月17日(日) 13時30分～
【会場】 長浜市浅井文化ホール(内保町2500)
【内容】
 <第一部 記念式>13時30分～
 ・「長浜曳山祭り・三番叟披露」
 ・市町村合併功労者総務大臣表彰
 ・来賓祝辞
 ・合併記念講演会
 演題:「日本再生における地方都市の役割」
 講師:金美齡氏(評論家、JET日本語学校理事長)
 <第二部 記念ミュージカル公演>17時～
 ・記念ミュージカル公演
 ミュージカル「コポークの陽のもとに」
 コーラス ひまわり

問 秘書室(☎6501)
 E-mail: hisyo@city.nagahama.lg.jp

償却資産の申告は

平成22年 2月1日までに!

事業においての償却資産(土地・家屋・車両などを除く)は、固定資産税の課税対象となります。市内で事業をされている方は、個人・法人の別や資産の多少に関わらず、毎年1月1日にお持ちの資産を申告していただくこととなります。

平成22年度の申告については、昨年12月に長浜市ほか旧6町から対象となる方に申告書を送付していますので、送付のあった長浜市・旧6町(支所)ごとに申告してください。
 具体的な申告方法については、申告書に同封の手引きを参照の上、お早めに申告してください。(前年度から資産状況に異動がない場合でも申告は必要です。)
 なお、平成22年度課税については、今回合併した複数市町で資産をお持ちの場合、申告のあったすべての資産を一つに取りまとめて行うこととなります。

問 税務課資産税グループ
 (☎6523)
 または各支所福祉生活課

長浜市立小中学校における 就学校の変更について

長浜市教育委員会では、各市立小中学校の通学区域を定め、児童生徒の住民登録されている住所により就学すべき学校を指定しています。しかし、左記の要件に該当する特別な事情により保護者が申立を行い、指定した就学校の変更が相当と判断した場合は、一定の期間

就学校の変更を認めることがあります。なお、その際児童生徒にとって変更を希望する学校への通学に無理がなく、保護者が通学上の安全確保に係る責任をもつことを原則とします。

【指定した就学校の変更を相当と認める要件】

要件	承認期間
①小学校6年および中学校3年の最終学年で10月1日以降に転居し、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	卒業まで
②終業(修了)式まで1か月以内の学期途中に転居し、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	終業式まで
③新築・改築等に伴う住民票の先行異動、一時的な転居等により就学校の変更を希望する場合	原則3か月をこえない期間
④学校生活の状況等の教育的配慮から指定校への就学が困難と認められる場合	その理由が存する期間(6か月を限度)
⑤その他、特別な理由により、教育的配慮が必要と認められる場合	その理由が存する期間(6か月を限度)

【就学校変更の手続き】

①「学区外・区域外 就学許可願」の提出
 就学校の変更を希望する保護者は、「学区外・区域外 就学許可願」に必要事項を記入・捺印のうえ、教育委員会に提出する。

②教育委員会の許可決定
 教育委員会は、「学区外・区域外 就学許可願」の提出があった場合、「指定した就学校の変更を相当と認める要件」に照らし、許可するかどうかの決定を行う。

③「学区外・区域外 就学承認書」の送付
 就学校の変更を許可したときは、保護者および該当学校長あて「学区外・区域外 就学承認書(許可)書」を送付する。

問 長浜市教育委員会教育指導課
 《浅井支所(内保町)2階》
 (☎73701)

木造住宅の 無料たいしん診断を ご利用ください

市では、滋賀県で登録された耐震診断員を派遣して、市内の木造住宅の耐震診断を無料で実施しています。

わたしたちのまちにも地震の危険性があります。大地震から大切な生命と財産を守るために、昭和56年以前建築の木造住宅は、まず耐震診断を受け、地震に備えましょう!



【対象となる木造住宅】
 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの他
 【申込受付期間】
 平成22年1月4日(月)から2月10日(水)まで

今年度の予定 棟数残りわずか!

※今年度の予算の範囲内で行いますので、申込受付期間内でも終了となる場合がありますので、ご了承ください。

申 建築課建築指導グループ
 (☎6543)